

財政援助団体等監査 結果報告書

(平成27年3月31日)

TAKAMATSU

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成27年3月31日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成26年度財政援助団体等監査の結果について

1 監査対象局

健康福祉局（長寿福祉課）

2 監査対象団体

公益社団法人高松市シルバー人材センター

3 監査実施期間

平成26年12月26日から平成27年3月2日まで

4 所属別監査結果

No.	局及び団体	指摘	意見	合計
1	健康福祉局 （長寿福祉課）			
2	公益社団法人 高松市シルバー人材センター		1	1
	合計		1	1

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

5 監査対象事務

No.	局及び団体	事務
1	健康福祉局 （長寿福祉課）	平成25年度及び平成26年4月1日から同年12月25日までの公益社団法人高松市シルバー人材センターに財政的援助を与えたものに係る出納その他の事務
2	公益社団法人 高松市シルバー人材センター	平成25年度及び平成26年4月1日から同年12月25日までに実施した事業等のうち、高松市からの財政的援助に係るものの出納その他の事務

6 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している健康福祉局長寿福祉課及び同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、平成27年1月28日に、補助事業の執行状況を確認するため、公益社団法人高松市シルバー人材センター本部事務局において実地監査を行った。

7 監査の結果

監査の結果、所管局及び監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、監査委員の意見を付するものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

【公益社団法人高松市シルバー人材センターの概要】

1 設立年月日

昭和57年4月5日

2 設置目的

公益社団法人高松市シルバー人材センターは、定年退職者等の高年齢者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

3 事務所所在地

高松市西宝町一丁目9番20号

4 組織（平成26年6月5日現在）

役員20人（理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事15人及び監事2人）

5 実施事業（定款で定めている事業）

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

6 採用している会計基準

公益法人会計基準

7 高松市との関係

市は、公益社団法人高松市シルバー人材センター運営補助金交付要綱に基づき、シルバー人材センターの運営に必要な人件費及びその他運営に必要な経費を対象に、次表のとおり補助金を交付している。

	平成25年度	平成26年度
補助金交付額	17,339,000円	17,345,000円

※26年度については、交付決定額。

8 収支の状況等（公益社団法人高松市シルバー人材センターホームページより）

- [\(1\) 平成25年度貸借対照表（PDF）](#)
- [\(2\) 平成25年度正味財産増減計算書（PDF）](#)
- [\(3\) 平成25年度財務諸表に対する注記（PDF）](#)

9 公益社団法人高松市シルバー人材センターホームページへのリンク

<http://www.takamatsu-silver.jp/>

【平成26年度 財政援助団体等監査結果一覧】

H27.3.31

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	意見	立替払に係る事務処理規程の見直しについて	P4	公益社団法人 高松市シルバー人材センター

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度
対象局等

平成26年度
健康福祉局／公益社団法人高松市シルバー人材センター

告示番号

高松市監査委員告示第10号

告示日

平成27年3月31日

所管課等

公益社団法人
高松市シルバー人材センター

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

立替払に係る事務処理規程の見直しについて

内容

業務に必要な材料を調達する場合等、会員が立替払いした場合の本部事務所における事務処理について、保管現金から購入先へ直接支払ったものと同様の事務処理がなされ、実態と合っていないものとなっている。一方で、支部においては、支部の支出事務について定めた資金管理要領に基づき、立替払金請求票により処理されているので、同要領を改正するなど、本部における立替払に対応したものとなるよう、事務処理規程の見直しについて検討されたい。